

福祉医療制度（※）の持続可能な運営を目指して

# 国の公費負担医療制度の 優先適用のお願い

小児慢性  
特定疾病  
医療

自立支援  
医療

特定医療  
(指定難病)

その他  
公費医療



## Q&A

なぜ、福祉医療制度よりも国の公費負担  
医療制度の優先適用が必要なの？



国の公費負担医療制度って、継続的な治療を必要とする人の医療費を国全体で支え、助成をする制度なの。だから、国の公費負担医療を使わないで、地域の住民だけで支える福祉医療制度を使用すると、住民の負担が重くなるのよ。そうするとね、今の福祉医療制度を続けることが難しくなって、制度を見直すことになったり、廃止になってしまうかもしれないのよ。

福祉医療制度は、市と県の住民税を財源に運営している医療費助成制度で、国からの補助はありません。国の公費負担医療は、国からの補助金の交付を受け実施している医療費助成制度となっており、福祉医療よりも優先して適用することが定められています。

※ 福祉医療制度とは、乳幼児等医療、子ども医療、障害者医療、母子医療、高齢期移行医療などの市が運営する医療費助成制度のことです。

# 小児慢性特定疾病医療及び 自立支援医療（育成医療）をお持ちの方へ

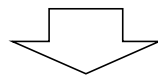
乳幼児等医療及びこども医療の制度が適用できる方で、小児慢性特定疾病及び育成医療をお持ちの方は、市役所で手続きいただくことで、医療費が**無料**になります。

## 【受診から還付までの流れ】



### ①指定医療機関で受診

健康保険証（マイナ保険証）と国の公費負担医療の受給者証・管理表を医療機関の窓口で提示し、自己負担額の支払いをする。



### ②翌月以降に市役所窓口（医療助成・年金課1階⑧番）で手続き

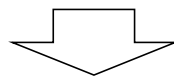
福祉医療の受給者証、健康保険証、領収書原本、公費負担医療の受給者証及び管理表、振込み先のわかるものを持参して支給申請手続きを行う。

※郵送での手続きについての詳細は下記問い合わせ先に連絡ください。

※申請できる期限は受診から5年以内となっています。  
※数ヶ月分をまとめて申請することも可能です。



申請書はこちら→



### ③指定口座へ振り込み

自己負担額を振込  
（毎月7日までの申請で翌月10日振込み）

<問い合わせ先>

川西市役所 医療助成・年金課 （1階⑧番）  
〒666-8501 川西市中央町12番1号  
072-740-1108